議案を否決

賛成5 反対9

玉村町議会は、住民発議に基づく高崎市との合併協議会設置議案を12月7日審議しました。同議案には、貫井町長の「合併協議会設置に反対する」との意見書が付されています。

発議した「高崎合併を推進する会」の代表である関根健一氏が意見陳述を行いました。討論に続き、記名投票による採決を行った結果、賛成5、反対9で同議案は否決されました。

請求代表者 関根健一氏の意見陳述（要旨）

私は、角渕に生まれ、首都圏に住んでおりました。長男のため、8年前に角渕の実家に戻りました。周辺市町村が合併する中、議論や住民投票どころか説明もなく、残念に思っていました。そこで、住民発議の運動を知り、署名に立ち上がった次第です。

地方交付税が年々減らされ、団塊の世代が退職し、税金を納める側から使う側になります。さらに、玉村町に失望し、町を出ていく人が年々増えてきているなど、歳入は減る要素ばかりです。その一方、中学校、保育所、公民館の建てかえなどで今後かなりの費用が必要です。高崎市と合併すれば、すべての不安が解消します。新幹線の東口、スマートインターチェンジなど、高崎市の開発計画が玉村町方向に向いております。よって、合併すれば高崎市と一体になった開発ができ、玉村町は豊かで住みよい県央一番の地区になります。

子どもたちが周辺の市の高校へ進学したとき、仲間になる山の中の生徒でも市民であり、町の人がほとんどいない状況に肩身の狭い思いをすることが予想されますし、町レベルの教育しか受けられなかったことに不満を持つでしょう。また、町を出ている若者は、どこの出身ですかと聞かれたとき、胸を張って「玉村町です」と答える人はほとんどいません。高崎の近くですと答えています。出身地はその人のブランドです。

高崎合併を求める署名は7146票となり、潜在的には1万人を超える人が高崎合併を望んでいることは確実です。高崎市議会も可決しています。ぜひこの議案に賛成いただき、合併協議会を設置し、その中で十分な議論をお願いします。

関根健一氏による意見陳述

議案に対しての賛否

賛成5	反対9
備前島 久仁子	島田 榮一
川端 宏和	筑井 あけみ
町田 宗宏	斉藤 嘉和
村田 安男	三友 美恵子
寺田 純子	中里 知恵子
	関口 祝嘉
	浅見 武志
	宇津木 治宣
	茂木 信義

反対討論 ✕ 賛成討論

賛成討論

備前島久仁子議員
今回の署名活動は、住民自らが、町の将来を憂いて興した運動である。町も議会もそれを尊重すべき。広い地域との交流がなければ、町の進歩も発展もない。

村田安男議員
合併は町民の将来のために行うことである。町長や議員のための合併ではない。子どもたちにとって、夢と希望を持てる町にするための合併だ。

川端宏和議員
合併協議会では、合併の是非も議論される。土俵に上がる前から否決ではだめだ。

町田宗宏議員
「しがらみ」からの脱却、思想的に偏らない健全な教育の実施、高齢者対策等のため、合併する必要がある。財政的に最高の状況にある今こそ合併の好機だ。

寺田純子議員
住民発議であることを尊重し、地の利を生かした町の将来の発展と、未来を担う子どもたちのため、合併協議会設置に賛成する。

反対討論

島田榮一議員
消防、医療、教育、農業、商工業関係など伊勢崎市との関係は深い。40年近い広域行政の重みを考えれば、今は自立の選択が最善だ。

茂木信義議員
財政力指数、経常収支比率、公債比率などどれをとっても健全だ。陳述人の「玉村町が恥ずかしい」との発言に憤りを感じる。

筑井あけみ議員
近隣市は、どこも大変魅力がある。しかし、合併に対するすべての町民の声が伝わってこない。心が動かない合併はできない。

宇津木治宣議員
合併は、自己決定の責任放棄だ。「町では恥ずかしい。ブランドは欲しい」と、この程度の合併論議なのか。

浅見武志議員
高崎合併は町を混乱におとしめ、分裂させる。政令市まで待つべきだ。

関口祝嘉議員
上陽地区は、過去に合併で「同盟休校」までして争った。子どもたちを巻き込んだ分裂合併を絶対に繰り返してはならない。

合併協議会設置

住民による合併協議会設置請求の経緯

請求代表者証明書の交付申請（H19.8.14）
代表者　関根健一氏（角渕）から申請
▼
署名の収集期間（H19.8.20～9.20）
有権者の50分の1の署名が必要
▼
署名証明申請（H19.9.25）
代表者が玉村町選挙管理委員会に提出
総署名数は7,734
▼
署名簿の審査等（H19.9.26～10.15）
有効署名数7,126　無効署名数608
▼
署名簿の縦覧（H19.10.16～10.22）
異議申出があり。10月24日審査・決定
有効署名数7,146　無効署名数588
▼
署名簿の返付（H19.10.25）
署名簿を代表者へ返付
▼
合併協議会設置請求（H19.10.26）
▼
請求書の受理（H19.10.29）
▼
意見照会（H19.11.8）
高崎市長へ、議会に付議するか否かの意見照会
▼
高崎市からの回答（H19.11.14）
高崎市長から「議会に付議する」旨の回答
玉村町長も議会に付議しなければならない
▼
回答書受理通知（H19.11.15）
回答書を受理した旨を高崎市長へ通知
11月16日から60日以内（平成20年1月14日まで）に議会に付議
▼
回答書受理通知の収受（H19.11.16）
玉村町からの通知を高崎市が収受
高崎市は、11月17日から60日以内（平成20年1月15日まで）に議会に付議
▼
高崎市、議会に付議（H19.12.5）　12月5日　可決
玉村町、議会に付議（H19.12.5）　12月7日　否決

『住民発議』とは　かいせつ

合併しようとする場合、事前に合併に関する協議の場として合併協議会を置くことになります。「住民発議制度」とは、この合併協議会の設置を**有権者の50分の1以上の連署をもって、市町村長に直接請求できる制度**です。玉村町の場合、有権者（約28,800人）の50分の1は約600人となります。
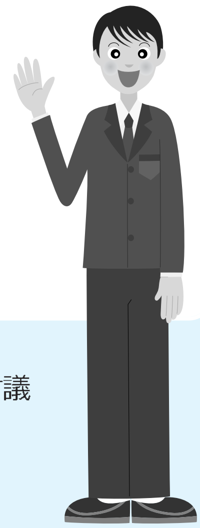
また、住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合でも、**有権者の6分の1以上の署名で行われる直接請求により、合併協議会設置の賛否について『住民投票』を行うことができます。**玉村町の場合、約4,800人の署名が必要となります。